

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料) 第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(27) [略] (28) 文書料 ア 診断書 （ア）・（イ） [略] （ウ） その他の診断書 a [略] b 生命保険の給付に関する診断書 1通につき 823点 c [略] イ～エ [略] 2～8 [略]	(利用料) 第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(27) [略] (28) 文書料 ア 診断書 （ア）・（イ） [略] （ウ） その他の診断書 a [略] b 生命保険の給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書 1通につき 823点 c [略] イ～エ [略] 2～8 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県立病院等利用料規則第2条第1項第28号の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく診断書の作成に係る利用料について適用し、同日前にされた申請に基づく診断書の作成に係る利用料については、なお従前の例による。